

「2012年版不公正貿易報告書」の刊行にあたって

今般、産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会から、「2012年版不公正貿易報告書」が公表されました。1992年の第1回報告書から数えて、今年で21回目の公表となります。

本報告書の原点は、貿易措置が不公正か否かは当事国の主観や結果ではなく、国際ルールに基づいて判断されるべきとする「ルール志向」の考え方にあります。1992年の報告書創刊以降、WTOの紛争解決手続が整備され、また貿易大国である中国のWTO加盟が実現し、「ルール志向」の考え方は確実に世界中に浸透しつつあります。WTO紛争解決手続の活用事例は、2012年4月末時点で436件となりました。

本報告書では、各国の不公正貿易措置を指摘すると同時に、その時々で重要なテーマをコラムとして扱っています。今年は、「公正な競争を目指す国有企業に関するルール」、「海外投資収益の還流と新興国等における課税問題」を取り上げています。こうしたコラムが今後の国際ルールの在り方を考える一助となることを期待しています。また、「ローカル・コンテンツ要求の具体的事例」、「東日本大震災後の輸出と日本政府の対応」、「WTO紛争解決手続と中国の対応」というコラムも掲載し、現在の状況を簡潔にまとめています。

経済産業省は、本報告書を受けた「経済産業省の取組方針」をまとめ、各国の不公正貿易措置のうち、特に優先して取り組む案件を公表しています。2011年版では「二国間・多国間協議やWTOの紛争解決手続への付託等を通じて問題解決を図るもの」というカテゴリーに入っていた中国の原材料の輸出制限措置は、2012年版では「既にWTO紛争解決手続を開始したもの」というカテゴリーに移動しました。この取組方針に基づく対応を確実に実行していくことにより、今後これらの課題の解決に向け、全力を尽くしたいと思います。

最後に、本報告書の執筆に御尽力いただいた委員の皆様方に対し、心より感謝を申し上げ、刊行にあたっての挨拶とさせていただきます。

経済産業省通商政策局長 佐々木 伸彦